

# H29ーH30 シーズン

## 遊漁者による引縄釣の承認制について

### (遊漁船業者用手続概要)

琵琶湖で引縄釣（トローリング）を行う遊漁者・遊漁船業者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

#### ■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを対象とした引縄釣の遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持することを目的としています。また、漁業とのトラブルの未然防止についても引き続き周知していきます。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いします。

H29ーH30 シーズン（平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）の承認制は、昨シーズンと異なる点がありますので、御注意願います。

#### ■ 主な変更点について

##### ○釣法の限定

・ダイレクトリグ等の竿を使用しない引縄釣は禁止となります。

##### ○使用できる釣針の個数と種類

・使用できる釣針の数は竿 1 本につき 1 個とし、シングルフックのみとなります。

##### ○提出書類の変更

・申請書提出時に遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊漁船業法」という。）第 15 条に規定する周知内容を示した書面もしくは周知内容を掲載している写真を添付してください。また、営業の実態が確認できる書類の提出を求めることがあります。

注）平成 26 年 1 月から事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要のない方も含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります（国税庁）。今後、営業実態の確認のため、関連する帳簿等を確認または提出を求める場合があります。

## ■ 承認期間および承認数など

### 遊漁船業者

遊漁期間：平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

承認数：遊漁船業者船 40 隻以内

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣の禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿 1 本につき 1 個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の数：各承認船舶 1 乗客当たり 2 本+1 隻当たり 2 本 以内

持ち帰ることができるピワマスの数：各承認船舶 1 乗客当たり 5 尾以内

遊漁船業者の持ち帰りなし

## ■ 申請受付期間

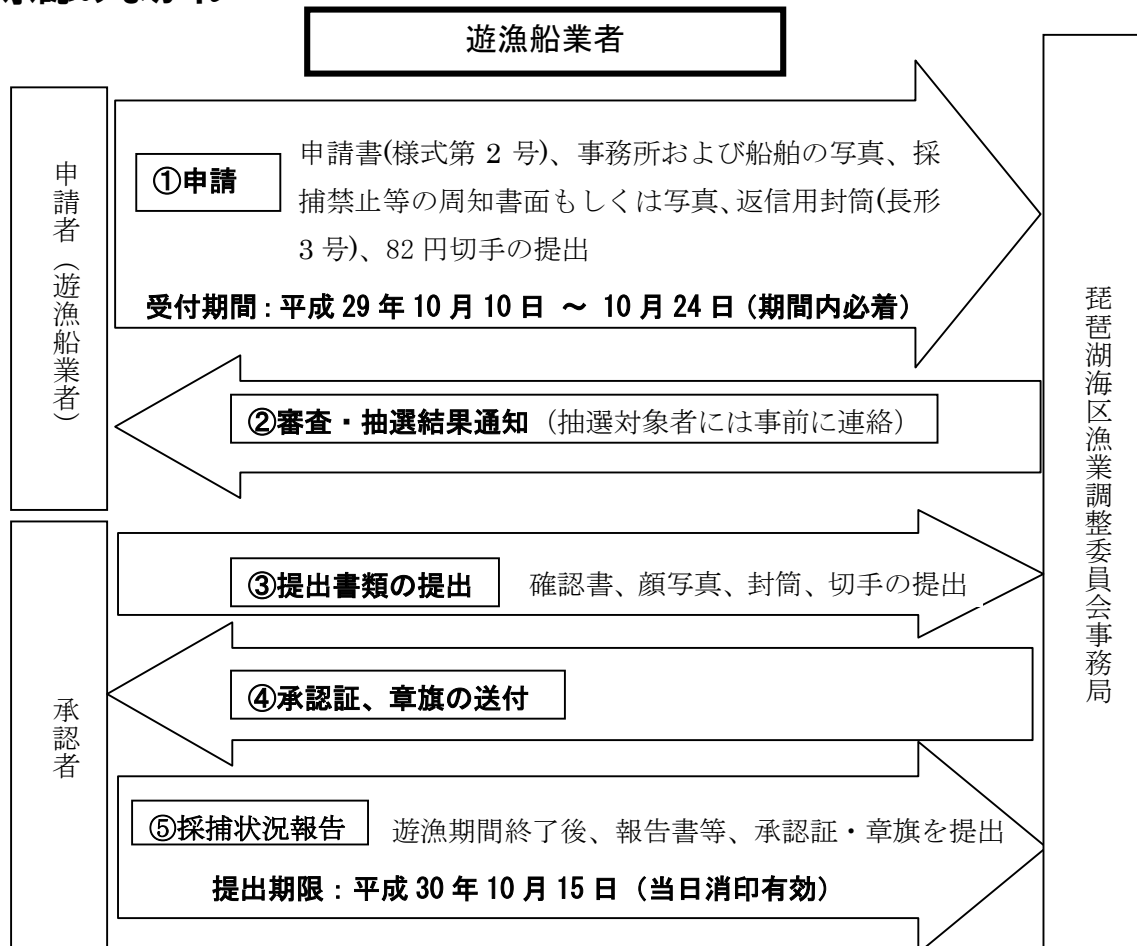
### 遊漁船業者

平成 29 年 10 月 10 日（火）から平成 29 年 10 月 24 日（火）まで

（平成 29 年 10 月 24 日（火）17 時 15 分必着）

受付期間以外の申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に提出してください。

## ■ 承認のながれ



## ■ 申請・承認の手続き

### 遊漁船業者

#### 1. 申請

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の提出書類を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください。申請にかかる費用は申請者の負担となります。（先着順ではありません。）

受付期間以外の申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に提出してください。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。


#### ア 申請書（様式第 2 号）

※ 船舶ごとに申請

※ 滋賀県以外で登録している遊漁船業者は業務規定の別表 2（案内する漁場の位置等）の写し、保険金額や保険期間がわかる書類（登録時の登録簿の写しおよび保険証書の写し、もしくは保険期間変更後の登録簿の写し）を添付

#### イ 遊漁船業法第 16 条第 1 項に規定する標識<sup>\*1</sup>を掲示した営業所

**および遊漁船の写真<sup>\*2</sup>**（標識が掲示されていることがわかる写真）

※1 遊漁船業法施行規則第 14 条に規定する別記様式第 7 号（遊漁船業者登録票）および別記様式第 8 号（×××〇〇〇〇）

※2 営業所には別記様式第 7 号を、遊漁船には別記様式第 7 号および別記様式第 8 号を掲示した写真

#### ウ 遊漁船業法第 15 条に規定する周知内容を示した書面もしくは周知内容を掲載している写真

#### エ 返信用封筒（長形 3 号、縦 23.5cm×横 12cm）

（申請者の宛名宛先を記載する）

#### オ 82 円切手（返信用封筒に貼付しておく）

<b>提出先</b>	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内） 問い合わせ 電話：077-528-3872
------------	---

## 2. 承認審査

### 遊漁船業者

事務局が承認基準に沿って審査して承認する船舶を決定します。シーズン途中に新たな承認は行いません。

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）、漁業に関する法令の違反が確認された者または平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号、平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 3 号、平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 4 号、もしくは平成 29 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されている者の承認はできませんので、審査の対象外となります。

申請受付期間外に届いた申請書も承認審査の対象とはなりません。

遊漁船業者が使用する船舶の承認については、審査対象となった船舶を審査基準に沿って順位付けを行い、1 位、2 位、3 位の順番に承認船舶を決定します。

1 位と 2 位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1 位の船舶を承認し、2 位の船舶の抽選を行います。

1 位と 2 位の船舶の合計が承認定数以内であり、1 位、2 位および 3 位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1 位と 2 位の船舶を承認し、3 位の船舶の抽選を行います。

### 承認基準

#### [遊漁船業者]

- 1 位 前年に承認を受けた遊漁船業者の船舶のうち、採捕状況報告書を提出済みの船舶
- 2 位 前年に承認を受けていない船舶、または新規に承認を得ようとする船舶
- 3 位 前年に承認を受けた遊漁船業者の船舶のうち、提出物<sup>※</sup>を提出しなかった船舶もしくは、その承認申請をした者が申請する船舶

※ 提出物とは、採捕状況報告書、顔写真、封筒（角形 2 号）、切手（250 円分）を指す。

## 3. 抽選

### 遊漁船業者

抽選は「くじ」により実施します。抽選の対象になった方には、事前にお知らせします。

抽選には、申請者もしくはその代理人（代理人である旨の書面を持った者）は立ち会っていただいても結構ですが、左記以外の者の立会いは認めません。

また、会場の都合により、抽選する者が多数の場合は、立会いできる人数を制限させていただきます。

「くじ」による抽選は、申請者もしくは代理人が立ち会われる場合にはくじを引いていただきます。立会いがいない場合は事務局に委任されたものとして事務局員が申請者に代わって、「くじ」を引きます。

「くじ」を引く順番は、抽選日に抽選で決定します。抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）がくじを引き、申請者お

よびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わってくじをひくこととします。

**抽選日時：平成 29 年 11 月 10 日（金）14:00**

**（受付は、平成 29 年 11 月 10 日（金）13:20～13:50）**

**抽選会場：大津合同庁舎 6階 6-A 会議室**

**抽選方法について**

- ①申請船舶のうち、審査対象の船舶を 1 位、2 位、3 位に割り振る。
- ②抽選の対象となった船舶について、「くじ」により順位を決定する。
- ③「くじ」による順位の順番に、承認定数までの抽選対象船舶を承認する。

#### 4. 承認結果の通知

**遊漁船業者**

提出いただいた返信用封筒（82 円切手を貼付したもの）により、審査結果を書面にて事務局より通知します。

#### 5. 承認後の書類等の提出

**遊漁船業者**

承認船舶ごとに、確認書、顔写真 2 枚、返信用切手、返信用封筒を提出していただきます。顔写真は、船長、業務主任者ごとに提出が必要です。

これら書類の提出に関する案内は、承認の結果通知と併せて行います。

また、切手の超過額や提出物以外に送付された物は原則、返却できませんので御注意願います。なお、郵便料金不足で書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

##### ア 確認書

##### イ 顔写真 2 枚（縦 45mm×横 35mm、船長・業務主任者の各人のみを

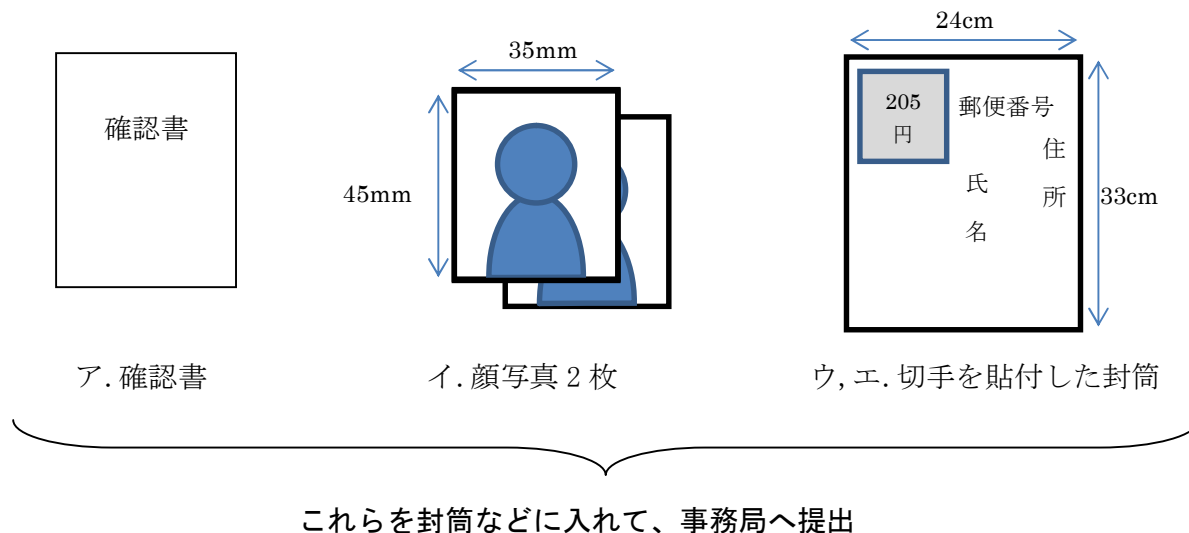
写したものの、正面・無帽・無背景、鮮明であるもの）

（写真の裏面に本人の名前を記載する）

##### ウ 返信用封筒（角形 2 号、縦 33cm×横 24cm）

（申請者の宛名宛先を記載する）

##### エ 205 円分の切手（返信用封筒に貼付しておく）



顔写真は現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。  
(顔写真の 1 枚は承認証に貼付、もう 1 枚は事務局が保管します。)

**提出先** 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）  
問い合わせ 電話：077-528-3872

## 6. 承認者への承認証および章旗の送付

5. の提出書類が確認できた後に、承認証、章旗およびその他案内を送付します。  
申請が集中することにより、確認や発送作業に 2 週間以上かかる場合があります。

## 7. 承認を受けた遊漁船業者の公表

利用者への周知のため、承認を受けた遊漁船業者の一覧を事務局において閲覧できるようにします（遊漁船登録番号、代表者氏名、営業所名、営業所住所、営業所電話番号、使用船舶名、遊漁船業務主任者名）。また、事務局のホームページでも閲覧します。  
閲覧する内容は申請書に記載された内容とします。

## 8. 採捕状況報告などの提出

承認者は、事業の終了後、採捕状況報告書（様式第 5 号および様式第 6 号）を事務局に提出してください。また、営業実態が確認できる書類の提出を求めることがあります。  
あわせて承認証および章旗を返納してください。

提出期限： 平成 30 年（2018 年）10 月 15 日まで（当日消印有効）

## ■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

申請は、他人名義を用いての申請はできませんので、必ず事業をされる本人が申請してください。また、承認証および章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗等の貸借を確認した場合は、承認の取り消しや承認証および章旗を返納していただくことがあります。

また、章旗等の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義を用いた申請や章旗等の貸借をしないようにお願いします。

## ■ ビワマス等を対象とした引縄釣遊漁船業に係る留意事項について

遊漁船業は「乗客を漁場に案内し魚類等を採捕させるもの」であり、乗客がない場合は遊漁船業に該当しません。

釣れる水域を事前に調査するための調査釣行など乗客のない場合や親族等を乗船させる場合は遊漁船業に該当せず、引縄釣遊漁承認証（遊漁船業者用）では、引縄釣を行うことはできません。